## 感染再拡大防止に向けた要請等

	現行	改 定
区域	兵庫県全域 (但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)	兵庫県全域 (但し、②の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)
期間	3月 8日 (月) から 3月21日 (日) まで	3月 8日 (月) から <u>3月31日 (水) まで</u>
① 外 出自 粛 等	・ <u>日中も含めた不要不急の外出自粛を要請特に</u> 感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用の自粛を要請 [特措法第24条第9項に基づく]	・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請「特措法第24条第9項に基づく」
	・飲食店、遊興施設への営業時間短縮を要請 【神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市】	同左
②施設の使用制限	施設	
③イベント の開催制限	・イベントの開催要件  区分 収容率 人数上限  大声での歓声・声援 100% 以内 2は 収容定員の 50% 以内(≦10,000人) 大声での歓声・声援 50% * 以内 のいずれか大きい方  *異なるケループ間では座席を1席空け、同一ケループ (5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。 [特措法第 24 条第9項に基づく]	同左
④出勤抑制	・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在 宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請	同左
5その他	・3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進	同左